

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール
共和国との間の協定を改正する議定書（新旧対照）

（参考）

改正後

第一章 総則

第一条〜第四条 (略)

第五条 租税

1 (略)

2 この協定のいかなる規定も、締約国が当事国である租税条約に基づく各締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定といずれかの租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先する。

3 租税に係る課税措置にこの協定の規定の適用がある場合には、その限りにおいて、当該課税措置について前三条の規定を適用する。

第六条〜第十条 (略)

第二章 物品の貿易

第十一条 第二章における用語

改正前

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定

第一章 総則

第一条〜第四条 (略)

第五条 租税

1 (略)

2 租税に係る課税措置にこの協定の規定の適用がある場合には、その限りにおいて、当該課税措置について前三条の規定を適用する。

第六条〜第十条 (略)

第二章 物品の貿易

第十一条 第二章における用語

この章の規定の適用上、

(a) (c) (略)

(d) (削除)

(d) 「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(e) 「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性のみに基づきそのように認められるものは含まない。

(f) 「国内産業」とは、締約国の領域内で活動する同種の若しくは直接に競合する製品の生産者の全体又はこれらの生産者のうち当該製品の生産高の合計が当該製品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

第十二条・第十三条 (略)

第十四条 関税の撤廃

1 各締約国は、附属書 I A 及び附属書 I B に掲げる製品について、附属書 I A 及び附属書 I B に定める自国の実施日程に従って関税を撤廃し、又は引き下げる。関税上のこの特恵待遇は、他方の締約国の原産品に対し、かつ、その輸入が第二

この章の規定の適用上、

(a) (c) (略)

(d) 「経過期間」とは、この協定の効力発生の日の後十年が経過するまでの期間をいう。

(e) 「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(f) 「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性のみに基づきそのように認められるものは含まない。

(g) 「国内産業」とは、締約国の領域内で活動する同種の若しくは直接に競合する製品の生産者の全体又はこれらの生産者のうち当該製品の生産高の合計が当該製品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

第十二条・第十三条 (略)

第十四条 関税の撤廃

1 各締約国は、附属書 I に掲げる製品について、附属書 I に定める自国の実施日程に従って関税を撤廃する。関税上のこの特恵待遇は、他方の締約国の原産品に対し、かつ、その輸入が第二十七条の積送基準を満たす場合のみ与えられる。

十七条の積送基準を満たす場合にのみ与えられる。

2 いずれか一方の締約国の要請により、両締約国は、次の事項を検討するため協議を行う。

(a) 附属書 I A 及び附属書 I B に定める関税の撤廃時期の繰上げ

(b) 附属書 I A 及び附属書 I B に掲げる品目以外の品目の関税の撤廃に向けた計画

3 2 に規定する協議により物品の貿易の一層の自由化について合意が得られた場合には、これを附属書 I A 及び附属書 I B に含める。

4・5 (略)

第十五条〜第十七条 (略)

第十八条 緊急措置

1 一方の締約国は、附属書 I B の自国の実施日程に掲げる他方の締約国の原産品の関税を第十四条の規定に従って撤廃し、又は引き下げた結果として、当該原産品が絶対量において増加した数量で自国の領域に輸入されている場合において、当該増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となつているときは、この条の規定に従うことを条件として、当該重大

2 いずれか一方の締約国の要請により、両締約国は、次の事項を検討するため協議を行う。

(a) 附属書 I に定める関税の撤廃時期の繰上げ

(b) 附属書 I に掲げる品目以外の品目の関税の撤廃に向けた計画

3 2 に規定する協議により物品の貿易の一層の自由化について合意が得られた場合には、これを附属書 I に含める。

4・5 (略)

第十五条〜第十七条 (略)

第十八条 緊急措置

1 一方の締約国は、第十四条に規定する関税上の特惠待遇を与えられる他方の締約国の原産品が同条に基づき当該原産品の関税を引き下げ又は撤廃した結果として絶対量において増加した数量で自国の領域に輸入されている場合において、当該増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となつているときは、この条の規定に従うことを条件として、経過期間中に限

な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、次のいずれかの措置をとることができる。

(a) この章の規定に基づく関税の段階的な引下げの対象となる当該原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b) 次の税率のうちいずれか低い方を超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。

(i) 措置をとる時点における実行最恵国税率

(ii) 二千七年三月三十一日における実行最恵国税率

2 (略)

3 次の条件及び制限は、1に規定する措置をとる場合に適用する。

(a) (c) (略)

(d) 当該措置は、重大な損害を防止し又は救済し及び調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、その適用期間は、二年を超えてはならない。ただし、極めて例外的な状況においては、(c)に規定する協議を行うことを条件として措置の適用期間を最長四年とすることができるものとし、この場合において、当該措

り、当該損害を防止し又は救済し及び調整を容易にするために最小限必要な範囲において、次のいずれかの措置をとることができる。

(a) この章の規定に基づく関税の段階的な引下げの対象となる当該原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b) 次の税率のうちいずれか低い方を超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。

(i) 措置をとる時点における実行最恵国税率

(ii) この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

2 (略)

3 次の条件及び制限は、1に規定する措置をとる場合に適用する。

(a) (c) (略)

(d) 当該措置は、重大な損害を防止し又は救済し及び調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、その適用期間は、一年を超えてはならない。ただし、極めて例外的な状況においては、(c)に規定する協議を行うことを条件として措置の適用期間を最長三年とすることができるものとし、この場合において、当該措

置をとる締約国は、他方の締約国に対し当該措置を漸進的に撤廃する計画を提示する。

(e) 当該措置が適用された他方の締約国の原産品の輸入については、当該措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、1に規定する措置を再度とつてはならない。

(f) (略)

4
5
8 (略)

9
(a) 遅延すれば回復し難い損害を引き起こすような危機的な事態が存在する場合には、締約国は、原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているか又は引き起こすおそれがあることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、1(a)又は(b)に規定する措置の形態をとる暫定的な緊急措置をとることができる。

(b) 一方の締約国は、(a)に規定する暫定的な緊急措置をとる前に、他方の締約国に対し書面により通報する。暫定的な緊急措置の適用については、これがとられた後速やかに両締約国間の協議を開始する。

(c) (a)に規定する暫定的な緊急措置の期間は、二百日を超えてはならない。その期間中、2に定める関連する要件が満

置をとる締約国は、他方の締約国に対し当該措置を漸進的に撤廃する計画を提示する。

(e) 当該措置が適用された他方の締約国の原産品の輸入については、1に規定する措置を再度とつてはならない。

(f) (略)

4
5
8 (略)

たされるものとする。暫定的な緊急措置の期間は、3(d)に規定する期間に算入される。

(d) 3(f)、6、7及び8の規定は、(a)に規定する暫定的な緊急措置について準用する。暫定的な緊急措置の結果として課された関税は、その後行われる2に規定する調査により原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているか又は引き起こすおそれがあると決定されない場合には、払い戻される。

10 両締約国は、二千十七年十二月三十一日後に、必要に応じ、この条の規定について見直しを行う。

第十九条〜第二十一条 (略)

第三章 原産地規則

第二十二条 第三章における用語

この章の規定の適用上、

(a) (略)

(b) 「非原産材料」とは、この章の規定に基づいて決定される原産国とは異なる国において生産に使用される材料をいう。

(c) 「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、生産、組

第十九条〜第二十一条 (略)

第三章 原産地規則

第二十二条 第三章における用語

この章の規定の適用上、

(a) (略)

(b) 「非原産材料」とは、産品の生産に使用される材料であつて、その原産国がこの章の規定により、当該材料を当該産品の生産に使用している国と異なる国とされるものをいう。

(c) 「生産」とは、製造、生産、組立て、加工、成育、栽

立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、收穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。

(d) 「代替性のある締約国の原産品」又は「代替性のある締約国の原産材料」とは、それぞれ、商取引において相互に交換することが可能な締約国の原産品又は原産材料であつて、それらの特性が本質的に同一のものをいう。

(e) 「一般的に認められている会計原則」とは、資産又は負債として記録すべき財産又は債務、記録すべき資産及び負債の変化、資産及び負債並びにこれらの変化についての算定方法、開示すべき情報の範囲及び開示の方法並びに作成すべき財務書類につき、締約国において特定の時に、一般的に認められている又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの規準は、一般的に適用される概括的な指針をもつて足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。

第二十三条 原産品

1 この協定の適用上、締約国において完全に得られ又は生産された産品は、当該締約国の原産品として扱う。次に掲げる産品は、締約国において完全に得られ又は生産された産品と

培、繁殖、採掘、抽出、收穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲その他それにより産品が得られる方法をいう。

第二十三条 原産品

1 この協定の適用上、締約国において完全に得られ又は生産された産品は、当該締約国の原産品として扱う。次に掲げる産品は、締約国において完全に得られ又は生産された産品と

する。

(a) (e) (略)

(f) 当該締約国の領域外において、次のすべての条件を満たす船舶により海から得られた水産物その他の産品

(i) 当該締約国において登録されていること。

(ii) 当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii) いずれかの締約国若しくは両締約国の国民又は法人

(注) (いずれかの締約国の領域に本店を有する法人で

あつて、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がいずれかの締約国又は両締約国の国民であり、かつ、いずれかの締約国又は両締約国の国民又は法人が五十一パーセント以上の持分を所有しているものに限る。)が五十一パーセント以上の持分を所有していること。

(iv) 船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五パーセント以上がいずれかの締約国若しくは両締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。

注 (f)及び(g)の適用上、「法人」とは、営利目的であるかないか、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され

する。

(a) (e) (略)

(f) 当該締約国の領海外において、当該締約国を旗国とする船舶により海から得られた水産物その他の産品

又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合
弁企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。

(g) 当該締約国の領域外において、次のすべての条件を満たす工船の船上において得られ、又は生産された産品（f）に規定する産品から生産された産品に限る。）

(i) 当該締約国において登録されていること。

(ii) 当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii) いずれかの締約国若しくは両締約国の国民又は法人（いずれかの締約国の領域に本店を有する法人であつて、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がいずれかの締約国又は両締約国の国民であり、かつ、いずれかの締約国又は両締約国の国民又は法人が五十一パーセント以上の持分を所有しているものに限る。）が五十一パーセント以上の持分を所有していること。

(iv) 船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五パーセント以上がいずれかの締約国若しくは両締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。

(h) (1) (略)

2 この協定の適用上、締約国の原産材料のみから当該締約国の領域において完全に生産される産品は、当該締約国の原産

(g) 当該締約国の領海外において、当該締約国を旗国とする工船上において得られ又は生産された産品（f）に規定する産品から生産された産品に限る。）

(h) (1) (略)

品として扱う。

- 3| この協定の適用上、締約国において十分な変更が加えられた産品は、当該締約国の原産品として扱う。附属書Ⅱ Aに定める品目別規則を満たす産品は、締約国において十分な変更が加えられた産品とする。
 - 4| 関税分類の異なる材料の使用を求め又は特定の製造若しくは加工作業を行うことを求める品目別規則の適用上、材料とは非原産材料のみをいう。
 - 5| (a) 付加価値基準を用いる品目別規則の適用においては、次の要件が満たされなければならない。
 - (i) (b)及び次条の規定に従って決定される産品の原産資格割合が当該産品について附属書Ⅱ Aに定める品目別規則に定める割合以上であること。
 - (ii) (i)を満たす生産又は作業が最後に行われた国がいずれかの締約国であること。
 - (b) (c) (略)
 - 6| 5| (c)の規定の適用上、
 - (a) 各材料の原産資格価額は、
 - (i) 当該材料が(b)の要件を満たす場合には、当該材料の価額に等しい価額とする。
-
- 2| この協定の適用上、締約国において十分な変更が加えられた産品は、当該締約国の原産品として扱う。附属書Ⅱ Aに定める品目別規則を満たす産品は、締約国において十分な変更が加えられた産品とする。
 - 3| 関税分類の異なる材料の使用を求め又は特定の製造若しくは加工作業を行うことを求める品目別規則の適用上、材料とは非原産材料のみをいう。
 - 4| (a) 付加価値基準を用いる品目別規則の適用においては、次の要件が満たされなければならない。
 - (i) (b)及び次条の規定に従って決定される産品の原産資格割合が当該産品について附属書Ⅱ Aに定める品目別規則に定める割合以上であること。
 - (ii) (i)を満たす生産又は作業が最後に行われた国がいずれかの締約国であること。
 - (b) (c) (略)
 - 5| 4| (c)の規定の適用上、
 - (a) 各材料の原産資格価額は、
 - (i) 当該材料が(b)の要件を満たす場合には、当該材料の価額に等しい価額とする。

(ii) 当該材料が(b)の要件を満たさない場合には、一方の又は双方の締約国に帰せられる当該材料の原産価額そのものとする。

(b) (a)の規定の適用上、各材料が次の要件を満たす場合には、この(b)の要件を満たすものとする。

(i) 一方の又は双方の締約国に帰せられる当該材料の原産割合が当該材料の価額の四十パーセント以上であること。

(ii) 生産又は作業が最後に行われた国がいずれかの締約国であること。

7| 締約国において製品の生産に使用される材料の価額は、関税評価協定(注)に従って決定されるものとし、かつ、CIF価格(保険料及び運賃込みの価格をいう。)とする。ただし、当該価格が不明で確認することができない場合には、当該材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価格とする。

注 関税評価協定は、国内取引の場合又は当該材料の取引が存在しない場合について準用する。

8| 製品の生産に使用される材料であつて附属書II Aに品目別規則の定めがないものについては、次のとおりとする。

(ii) 当該材料が(b)の要件を満たさない場合には、一方の又は双方の締約国に帰せられる当該材料の原産価額そのものとする。

(b) (a)の規定の適用上、各材料が次の要件を満たす場合には、この(b)の要件を満たすものとする。

(i) 一方の又は双方の締約国に帰せられる当該材料の原産割合が当該材料の価額の六十パーセント以上であること。

(ii) 生産又は作業が最後に行われた国がいずれかの締約国であること。

6| 締約国において製品の生産に使用される材料の価額は、関税評価協定に従って決定されるものとし、かつ、CIF価格(保険料及び運賃込みの価格をいう。)とする。ただし、当該価格が不明で確認することができない場合には、当該材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価格とする。

7| 製品の生産に使用される材料であつて附属書II Aに品目別規則の定めがないものについては、次のとおりとする。

(a) 当該材料が、当該産品について附属書Ⅱ Aに定める品目別規則であつて関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業を要件とするものを満たす場合にあつては、これを非原産材料とはみなさない。

(b) 当該材料が、当該産品について附属書Ⅱ Aに定める品目別規則であつて付加価値基準を用いるものを満たす場合にあつては、これを原産資格を有する材料とみなす。

第二十四条 (略)

第二十五条 僅少の非原産材料

附属書Ⅱ Aの品目別規則の適用上、いずれかの非原産材料が全体として附属書Ⅱ Aに定める特定の割合（産品の価額、重量又は容積について定める。）を超えない場合には、当該非原産材料が当該産品に係る規則を満たすかどうかを考慮しないものとする。

第二十六条 十分な変更とはみなされない作業

1 次の作業は、第二十三条3に規定する十分な変更とはみなさない。

(a) (j) (略)

2・3 (略)

第二十七条・第二十八条 (略)

(a) 当該材料が、当該産品について附属書Ⅱ Aに定める品目別規則であつて関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業を要件とするものを満たす場合にあつては、これを非原産材料とはみなさない。

(b) 当該材料が、当該産品について附属書Ⅱ Aに定める品目別規則であつて付加価値基準を用いるものを満たす場合にあつては、これを原産資格を有する材料とみなす。

第二十四条 (略)

第二十五条 僅少の非原産材料

附属書Ⅱ Aの品目別規則の適用上、いずれかの非原産材料が全体として附属書Ⅱ Aに定める特定の割合（産品の価額、重量又は容積について各類ごとに定める。）を超えない場合には、当該非原産材料が当該産品に係る規則を満たすかどうかを考慮しないものとする。

第二十六条 十分な変更とはみなされない作業

1 次の作業は、第二十三条2に規定する十分な変更とはみなさない。

(a) (j) (略)

2・3 (略)

第二十七条・第二十八条 (略)

第二十八条のA 代替性のある産品及び材料

1 在庫において混在している代替性のある締約国の原産材料及び非原産材料が産品の生産に使用される場合において、当該産品が当該締約国の原産品であるかどうかを決定するとき、これらの材料が当該締約国の原産材料であるかどうかについては、当該締約国の領域において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

2 代替性のある締約国の原産品及び非原産品が在庫において混在している場合において、これらの産品が在庫において混在している当該締約国の領域において輸出に先立っていかなる生産工程も経ず、又はいかなる作業（積卸し又はこれらの産品を良好な状態に保存する作業を除く。）も行われなるときは、これらの産品が当該締約国の原産品であるかどうかについては、当該締約国の領域において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

第二十九条～第三十二条 (略)

第三十三条 原産地証明の確認のための援助

1 輸入締約国は、産品の輸入から三年の間においては、輸出

第二十九条～第三十二条 (略)

第三十三条 原産地証明の確認のための援助

輸入締約国は、産品の輸入から三年の間においては、輸出締

締約国に対して原産地証明が真正なものであったかどうか又は正確なものであったかどうかを確認するための援助を要請することができる。そのような要請が行われた場合には、輸出締約国は、要請された援助を行うために必要な措置をとるよう努める。

- 2 第十四条1の規定は、輸入締約国が、1の規定に従って輸出締約国からの援助を得て原産地証明が真正なものであったかどうか又は正確なものであったかどうかを確認した後においても原産品に当たると決定できない産品に対して関税上の特惠待遇を与える義務を当該輸入締約国に課するものと解してはならない。

第三十三条のA 雑則

- 1 輸入締約国と輸出締約国との間の連絡は、英語で行う。
- 2 附属書II Aに定める関連する品目別規則の適用及び原産品であるかどうかの決定に当たり、輸出締約国の領域において一般的に認められている会計原則に基づく適用可能な評価方法を適用する。

第四章 税関手続

第三十五条 (略)

第三十五条のA 第四章における用語

約国に対して原産地証明が真正なものであったか又は正確なものであったかどうかを確認するための援助を要請することができる。そのような要請が行われた場合には、輸出締約国は、要請された援助を行うために必要な措置をとるよう努める。

第四章 税関手続

第三十五条 (略)

この章の規定の適用上、

(a) 「税関当局」とは、日本国にあっては財務省、シンガポール共和国（以下「シンガポール」という。）にあっては財務省シンガポール税関をいう。

(b) 「関税法令」とは、物品の輸入、輸出及び通過に関して各締約国の税関当局が運用し及び執行する法令であつて、関税、手数料及び他の税に関するもの又は各締約国の関税領域の境界を越える規制物品の移動に関する禁止、制限その他これらに類する規制に関するものをいう。

第三十五条のB 透明性

1 各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用されるすべての関連情報を常時最新のものとし、かつ、いかなる利害関係者についても容易に利用可能なものとすることを確保する。

2 各締約国は、利用可能なものとされた情報を自国の関税法令の改正により修正しなければならない場合には、利害関係者が当該改正を考慮に入れることができるよう修正された情報を容易に利用可能なものとする。

3 各締約国は、両締約国の利害関係者の要請に基づき、自国の関税法令に關し当該利害関係者が提起した個別的な税関に

係る事項についての情報をできる限り迅速かつ正確に提供する。各締約国は、特に要請された情報のみでなく、利害関係者が知るべきであると考える税関に係る事項についてのその他の適切な情報も併せて提供する。

第三十六条～第五十五条 (略)

第五十六条 地理的適用

この章の規定は、日本国の領域及びシンガポールの領域について適用する。

第五十七条～第五百五十三条 (略)

第三十六条～第五十五条 (略)

第五十六条 地理的適用

この章の規定は、日本国の領域及びシンガポール共和国(以下単に「シンガポール」という。)の領域について適用する。

第五十七条～第五百五十三条 (略)